



Tokyo Tech

融合理工学系 3年生オリエンテーション

2021年4月7日

(2021年6月7日更新)

系主任 花岡伸也

カリキュラム担当 山下 幸彦

掲示板

大岡山南6号館南側玄関内

学内向けウェブサイト

<http://www.tse.ens.titech.ac.jp/ja/>

- 融合理工学系所属学生への連絡。
- 時間割の最新情報はこのウェブサイトを確認。
- 発表会等のアナウンス。
- 年間予定。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

時間割

時間割(学内向けウェブサイト):

<http://www.tse.ens.titech.ac.jp/ja/informationb/>

- 一部, 講義名および開講時期が, 2020年度と2021年度で異なる。科目読み替え表を確認すること。
- 新型コロナウイルス感染拡大による影響で, 変更される可能性があるので注意すること。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

新型コロナウイルス対策

- 相談があればアカデミック・アドバイザーに連絡する。アカデミック・アドバイザー(主)(副)は、ポータルサイトから確認。
 - 大学からの最新情報は下記リンク先を随時確認
「新型コロナウイルス新入生・在学生向け情報」
<https://www.titech.ac.jp/enrolled/health/coronavirus.html>
 - 1Q, 2Qの講義は、ZOOMによるオンライン授業が中心。
 - プロジェクトマネジメント, 融合理工学実験Aは対面で実施。他の講義は、講義担当教員からの連絡を確認すること。
 - 期末試験は対面で実施する講義がある。
- 「各クォーターの補講・期末試験期間では、対面による期末試験が適している授業科目については、可能な範囲で対面での期末試験を実施する予定」。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

研究プロジェクト

- 早期に「研究」に触れる機会を持つことにより、高度専門教育である大学院教育に具体的な興味・関心を持つきっかけとなることを目的。
- 特定課題研究を申請するために履修が必要な科目。
- 1つの学生グループが、**4研究室を順に訪問**する。
 - 訪問する4研究室は、系がランダムに決定する。
 - 3Qに実施する。
- 以下のいずれかの条件を満たす場合、1Qに履修を認める。
 - 早期卒業仮認定者。
 - 3Qに1カ月以上の留学やインターンシップの計画があり、具体的に申請などの活動を行っている。
 - 系に所属してから3年目以降で未履修(前年度不合格を含む)。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

研究室所属

- 研究室所属
 - 学士特定課題研究を行う研究室に，融合理工学系内の措置として3年生の**12月中旬**（3Qの研究プロジェクト履修後）に所属する。
 - 学士特定課題研究開始前に研究室に所属することで，より深い研究を可能にする。
 - 所属した研究室では，指導教員の指示に従う。
- 対象：次の2つの要件を同時に満たす学生
 1. 学年：3年生以上
 2. 単位：その年の2Qまでに，**62単位以上**を修得していること（卒業総単位数に算入される科目が対象）。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

研究室所属決定方法

- 所属可能研究室：
融合理工学系の**主担当および副担当(一部)**の教授・准教授の研究室。
- 配置基準・方法：**成績上位の学生から順番に**所属研究室を選択。
 - 選択時点で所属学生が0名の研究室には、どの学生でも所属できる。
 - 選択時点で所属学生が1名の研究室には、以下の学生が所属できる。
 - 成績が上位1/2以上の場合。
 - 自分より成績下位の学生数が、その時点で所属学生数が0名の研究室数以上の場合。
 - 副担当の研究室は最大所属学生数が1名のため対象外。
- 成績評価には、**その年の2QまでのGPT**を用いる。
ただし、**各自の自己申告**と大学が発行する成績表提出に基づき、**英語開講科目を修得した場合、1単位あたり0.01点をGPTに加算**する(ただし、語学科目、100番台理工系教養科目および共創基盤群の必修5科目を除く)。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

注意事項

- 3Qに志望研究室の**予備調査を実施**し、公開する。その際、所属可能な研究室を提示する。
- 日本語コース学生とGSEP学生は主担当では**独立で所属研究室を決定**。
主担当:各2名,計4名まで, 副担当:計1名まで。
- 早期卒業を申請して仮認定された場合,3年の**7月または9月**から研究室に所属し,研究室を優先的に選択できる。研究室の所属人数は所属先決定時の**別枠**とする(~~早期卒業で2名所属すると,その研究室にそれ以上所属できない~~)。
- 長期海外留学した場合や編入生の場合,研究室所属の単位要件の緩和について配慮する。
- 一度研究室に所属したが,4年3Q時点で学士特定課題研究の申請資格がない場合,研究室の再所属を志願できる。再所属志願が認められた場合,その年の研究室所属該当学生の中で,成績に基づいて所属研究室を決める。



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

学士特定課題研究申請要件

全学共通の要件(学修案内の該当箇所を参照)

例:2019年入学 https://www.titech.ac.jp/guide/guide_2019/gakubu1/pdf/20.pdf

に加え, 下記の条件を満たしていること。

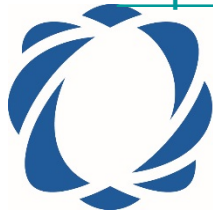
1. 付表中の科目のうち, 系専門必修科目(◎)28単位以上を修得していること。
2. 付表中の科目のうち, 研究関連科目の「研究プロジェクト」を修得していること。
3. 付表中の科目のうち, 専門科目群から44単位以上修得していること。
4. **特例 一部講義の開講クォーターが変更したことによる条件緩和**
「令和3年度9月学士特定課題研究申請要件に関する内規」

<http://www.tse.ens.titech.ac.jp/ja/information/>

入学年度の「学士課程学修案内」を参照すること。

学士課程学修案内から「融合理工学系学修課程」をクリック。

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/life/resources/>



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering

倫理教育

- レベル1: 学士課程1年次から学士課程3年次(学士特定課題研究開始前)
- レベル2: 学士課程4年次(学士特定課題研究開始後)から修士課程
- レベル3: 博士後期課程

レベル1は文系教養科目・初年次専門科目等で開講される研究倫理に関する科目の履修を中心に学修を進める。

教養科目

- ◎東工大立志プロジェクト(LAH.C101)
- 科学技術倫理A, 同B, 同C(LAH.T105, T206, T305)
- 科学・技術の最前線(LAS.F101)

専門科目

- 科学・技術の創造プロセス【環境・社会理工学院】(XES.P101)
- 環境・社会理工学院リテラシ(XES.A101)
- ◎研究プロジェクト(TSE.Z381)



融合理工学系

Undergraduate Major of
Transdisciplinary Science and Engineering



全学的な研究倫理教育 —東京工業大学における取り組み—



教育・国際連携本部 研究倫理教育

http://www.eduplan.titech.ac.jp/w/creative_subject/ethic_student/

(研究者の基本的責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

日本学術会議「科学者の行動規範」、第一条(科学者の基本的責任)も同様の文章



- 達成すべき目標群に三つのレベルを設定
 - レベル1 (学部1～3年) — Basic
 - レベル2 (学部4年～修士2年) — Advanced
 - レベル3 (博士課程) — More Advanced
- 14の学習・教育目標を4カテゴリーに分類
 1. 学術における誠実性
 2. 研究者の役割と社会的責任
 3. 責任ある研究活動
 4. ポリシー・規則の遵守
- 教育の方法については、トップダウンで全学的な科目の設置などを行うのではなく、各学院・系の自主性を尊重し、自由度を確保

1. 学術における誠実性

- ・ a) 東工大生としての視点や自覚を持つ
- ・ b) 倫理的な感受性（すなわち研究や技術の実践における倫理問題を見いだすことができる能力）を高める
- ・ c) 倫理的問題を解決するためのスキルを修得する

2. 研究者の役割と社会的責任

- ・ a) 一般的な研究者の役割と社会的責任を理解する
- ・ b) 自らの所属する分野での倫理について理解する

3. 責任ある研究活動

- ・ A) 責任ある研究活動の推進及び研究不正の防止についての知識・理解（5小目標）
- ・ B) 責任ある研究活動におけるデータの扱い方に関する知識・理解
- ・ C) オークナーシップの意味と重要性に関する理解
- ・ D) 責任ある研究活動を推進するために必要な環境の整備に関する知識と態度（3小目標）

4. 法令の遵守

- ・ A) 責任ある研究活動を行うために必要な法令・ポリシーなどに関する知識・理解（6小目標）
- ・ B) 研究不正への対応に関する規則やポリシーについての知識・理解
- ・ C) 共同研究に関する規則やポリシーについての知識・理解
- ・ D) 利益相反についての知識・理解
- ・ E) 研究費の適切な利用

教育方法（大学として備えている研究倫理に関する授業科目、教育支援ツール等）

	授業科目など	オンライン教育	研究室での教育	その他
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 授業科目：「東工大立志プロジェクト」（100番台必修） 「科学技術の最前線」（100番台事実上必修） 「科学技術倫理A、B、C」（100番～300番台選択） 「教養卒論」（300番台必修） 「初年次専門科目」「系専門科目」 「実験を行う科目」 	<ul style="list-style-type: none"> 東工大SPOC 日本学術振興（JSPS）、研究倫理eラーニングコース（el_CoRE） 	N. A.	<ul style="list-style-type: none"> 学院・系単位で行うガイダンスやオリエンテーション ポリシーや行動規範などの関連情報を整理した学内研究公正ポータルサイト 放送大学「新しい時代の技術者倫理」
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> キャリア科目群：「キャリアデザイン」、「技術者の倫理」など（400～500番台選択必修） 「科学者の倫理」（400番台選択必修） 「文系エッセンス2 科学技術倫理」（400番台選択必修） 	<p>上記に加え、</p> <p>研究公正推進協会、APRIN eラーニングプログラム（旧CITI Japan）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究の現場での倫理教育 科学技術振興機構、研究倫理教育用の映像教材『THE LAB』、を活用した教育 チェックリストの活用 	同上
レベル 3	<p>キャリア科目群：「キャリアデザイン」、「科学者・技術者の倫理」など（600番台選択必修）</p> <p>リベラルアーツ科目群：「先端教養」、「学生プロデュース」（600番台必修）</p>	同上	<p>上記に加え、</p> <p>研究室内での倫理指導体験</p>	同上

【チェックリストの考え方】

1. チェックは、学生自身が行い、それを指導教員が確認をする。(研究室ごとに最低毎年1回実施する。)科目履修履歴については、教務WEBシステムによる確認とする。
2. 各項目について、署名、履修履歴、各研究室での活動という”行為”を軸にチェックする。記載している確認方法は例示であり、それ以外の行為においても教育目標を満たせば、チェック欄にチェックして良い。(例えば、「THE LAB」を用いてディスカッションを多数行い、2-a)研究者の役割と社会的責任を理解している → チェック可)
 - の事項については、履修する中でクイズ形式やレポート又はテスト等で知識の定着確認が可能なもの。
 - ◆の事項については、研究室活動の中で、研究倫理に関して話し合う場を設けるなどにより、質問・確認する必要があるもの。

なお、研究室活動における研究倫理教育の材料などは大学からも提供する。(THE LAB や、SPOCなど。)
3. レベル2はレベル1を、レベル3はレベル2を包含している。(レベル2を満たせばレベル1を満たす。)

チェックリストによる評価



レベル2に関するチェックリスト

レベル2はレベル1を包含している。(レベル2を満たせばレベル1を満たす。)

教育目標		チェックの観点	確認方法(例)	チェック欄
1	Academic Integrity (学術における誠実性)	a) 東工大生としての自覚	東工大生としての自覚を持っているか 例えば、 ・本学の「教育ポリシー」や「学びの7か条」を確認しているか ・自ら学び続ける姿勢を持っているか ・専門分野の知識だけではなく、幅広い科学技術への関心、社会を知り自らを深める教養、コミュニケーション能力を併せ持っているか	●文系教養科目3単位 (「リーダーシップ道場」を修得が望ましい) ◆別紙の規範等リストのチェック
		b) 倫理的な感受性(すなわち研究や技術の実践における倫理問題を見いだすことができる能力)を高める(advance)	具体的な事例で、倫理問題を見出すことができるか	●SPOC「東工大の科学技術倫理」の修了
		c) 倫理的問題を解決するためのスキルを修得する(advance)	倫理的意思決定の方法(セブン・ステップ・ガイド等)について理解しているか	●SPOC「東工大の科学技術倫理」の修了
2	研究者の社会的責任	a) 研究者の役割と社会的責任を理解する	「東工大における研究者等の行動規範」を理解しているか ・研究者としての基本的責任等について理解しているか ・科学・技術が社会に与える影響について理解しているか ・社会に対して研究内容を分かりやすく説明できるか(情報発信)	◆別紙の規範等リストのチェック(「行動規範」への署名) ●SPOC「東工大の科学技術倫理」の修了 ●eL-CoREの修了
		b) 自らが所属する個別分野での倫理(例えば、技術倫理、情報倫理、人を対象とする研究に関する倫理)について理解する(advance)	個別分野での倫理について理解しているか	●系などによる設定(特定の科目の履修など) ●SPOC「東工大の科学技術倫理」の修了

チェックリストによる評価



レベル2に関するチェックリスト

レベル2はレベル1を包含している。(レベル2を満たせばレベル1を満たす。)

教育目標		チェックの観点	確認方法(例)	チェック欄	
3	責任ある研究活動	A) 責任ある研究活動の推進及び研究不正の防止についての知識・理解(advance)	責任ある研究活動(RCRI)に関連する基本的概念などを理解しているか(責任ある研究活動が求められる背景の理解を含む。) <ul style="list-style-type: none"> 研究不正(捏造、改ざん、盗用)および「疑わしい研究行為(QRP)」の意味 研究不正およびQRPが起こる要因 研究不正の告発および調査の方法に関する知識 研究倫理審査の役割 RCRIに関する規則やポリシーの限界および、分野・組織・研究室による基準・規範の相違 	<ul style="list-style-type: none"> 系などによる設定(特定の科目の履修など) eL-CoREの修了 eAPRIN 	
		B) 責任ある研究活動におけるデータの扱い方に関する知識・理解(advance)	データ(※1)の収集・管理・処理について理解しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 研究ノートの内容や管理、記載方法や記載事項 専門分野におけるデータの実践的で正しい取り扱い方(データの収集、記録、管理、共有、所有等) 	<ul style="list-style-type: none"> 系などによる設定(特定の科目の履修など) eL-CoREの修了 eAPRIN 	
		C) オーサーシップの意味と重要性に関する理解(advance)	オーサーシップの意味と重要性について理解しているか <ul style="list-style-type: none"> 著者をめぐる権利や意味、責務 国際的な基準 論文の著者・共著者としての役割と責任 不適切なオーサーシップ(ゴースト/ギフト・オーサーシップなど)とその問題点 	<ul style="list-style-type: none"> 系などによる設定(特定の科目の履修など) eL-CoREの修了 eAPRIN 	
		D) 責任ある研究活動を推進するために必要な環境の整備に関する知識と態度	責任ある研究活動を推進するために必要な環境の整備について理解し、取り組もうとしているか。 <ul style="list-style-type: none"> 適切な研究環境の整備への貢献(メンターとトレイニーの役割と責任、オープンな研究環境の構築) 研究倫理教育の重要性とその方法 研究における倫理的問題を予防する方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> eL-CoREの修了 eAPRIN 	
4	法令の遵守	A) 責任ある研究活動を行うために必要な法令・ポリシーなどに関する知識・理解(人を対象とする研究に関連する事項を含む)(advance)	(本学の規則等について) 東工大における研究活動に関する規範等について知識を持つ (本学以外の規則等について) 責任ある研究活動に関する一般的な規範や取組み等について知識を持つ。 インフォームド・コンセント / 個人情報保護の重要性 / 守秘義務 / 知的財産(著作権、特許など) / 安全保障	<ul style="list-style-type: none"> 別紙の規範等リストのチェック(「行動規範」への署名) eL-CoREの修了 別紙の規範等リストのチェック eAPRIN 	
		B) 研究不正への対応に関する規則やポリシーについての知識・理解	研究不正への対応に関する規則やポリシーについて理解しているか	eAPRIN	
		C) 共同研究に関連する規則やポリシーなどについての知識・理解	共同研究に関連する規則やポリシーなどについて理解しているか <ul style="list-style-type: none"> 共同研究の重要性、ルール、課題、注意点 	eAPRIN	
		D) 利益相反に関する知識・理解	利益相反について理解しているか <ul style="list-style-type: none"> 利益相反の意味・重要性、種類(経済的利益相反、責務の利益相反など)、関連する規則、および対処の方法 	eAPRIN	
		E) 研究費の適切な利用	研究費の適切な利用について理解しているか <ul style="list-style-type: none"> 研究活動を行う上で必要な研究費の適切な利用 	<ul style="list-style-type: none"> eL-CoREの修了 eAPRIN 別紙の規範等リストのチェック 	

【ガイダンス・オリエンテーション・講義】

- 学院・系・コースでのガイダンスやオリエンテーション
- 学院・系・コース単位で実施される研究倫理に関連する講義やセミナー

【オンライン教育】

- 日本学術振興会研究倫理eラーニングコース[eL CoRE]
- 研究公正推進協会APRIN eラーニングプログラム(旧CITI Japan)
- 東工大SPOC科目「東工大の科学技術倫理」(edX)

e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE] by JSPS



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン

ログイン

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録 (個人)

新規登録 (団体)

推奨環境

操作マニュアル

よくあるご質問

個人情報保護方針

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

■特長2

団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

■特長3

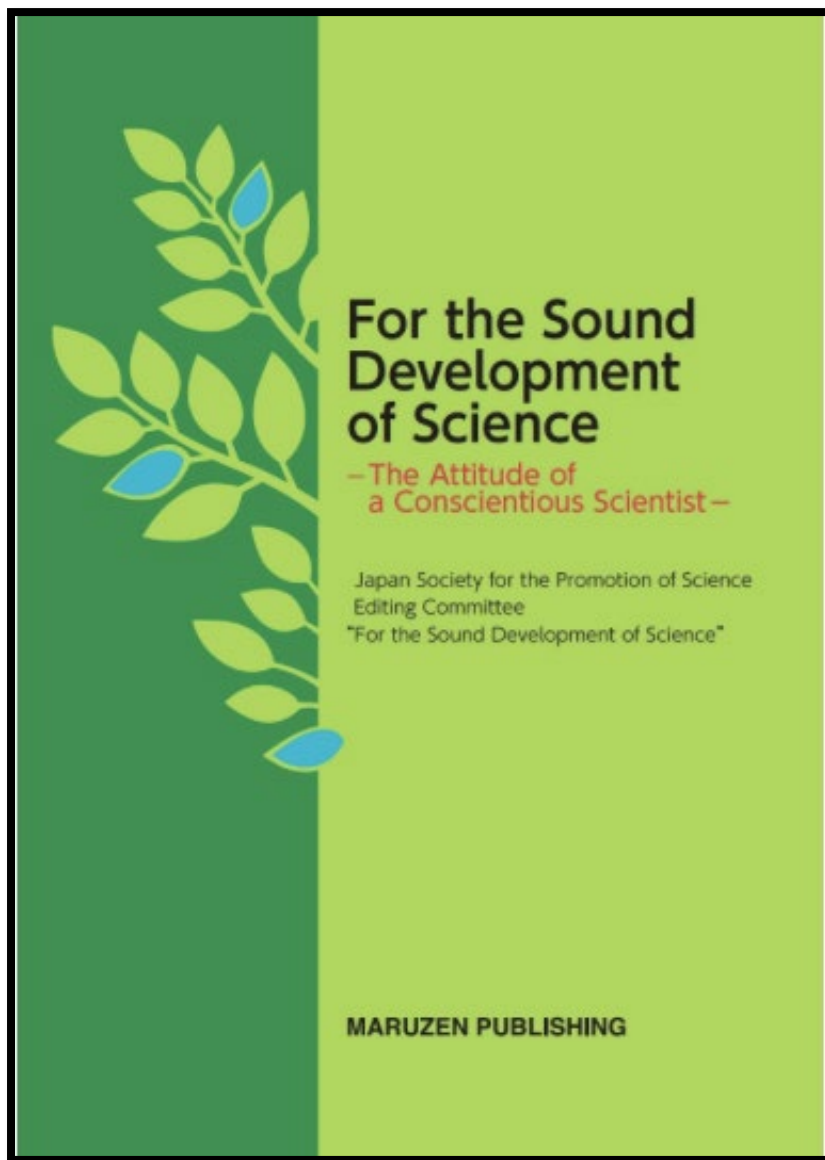
事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了しますと修了証書が発行されます。

URL: <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

いわゆる「グリーンブック」



国立大学法人東京工業大学

[メインメニュー](#) ▶ [国立大学法人東京工業大学](#) ▶ [責任ある研究行為：基盤編（RCR）](#) ▶
[責任ある研究行為について/Responsible Conduct of Research_RCR](#)

責任ある研究行為について/Responsible Conduct of Research_RCR

はじめに、テキストを受講してください。
テキストの受講を完了すると、クイズを受けることができます。

[テキストを読む/Read the text](#)

[もう一度クイズを受ける/Re-take the quiz](#)

東工大SPOC「東工大の科学技術倫理」

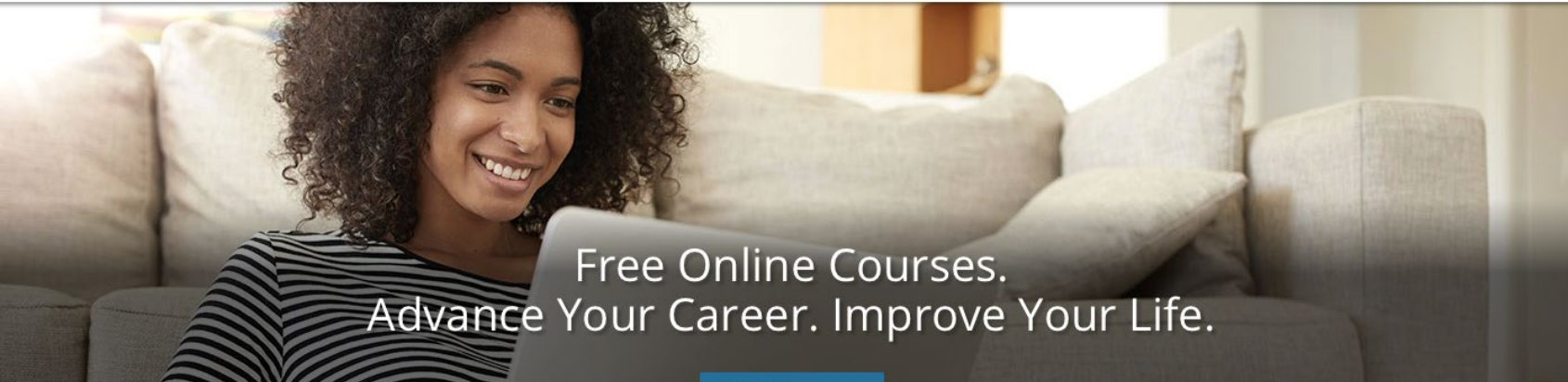


Courses ▾ Programs ▾ Schools & Partners About ▾

Search:



Dashboard



Tokyo Tech: 2020TT-ethics
東工大の科学技術倫理 / Tokyo Tech Science, Engineering, AI & Data Ethics 2020

Register

Sign in

東工大の科学技術倫理 / Tokyo Tech Science,
Engineering, AI & Data Ethics 2020
Tokyo Tech

Enroll Now

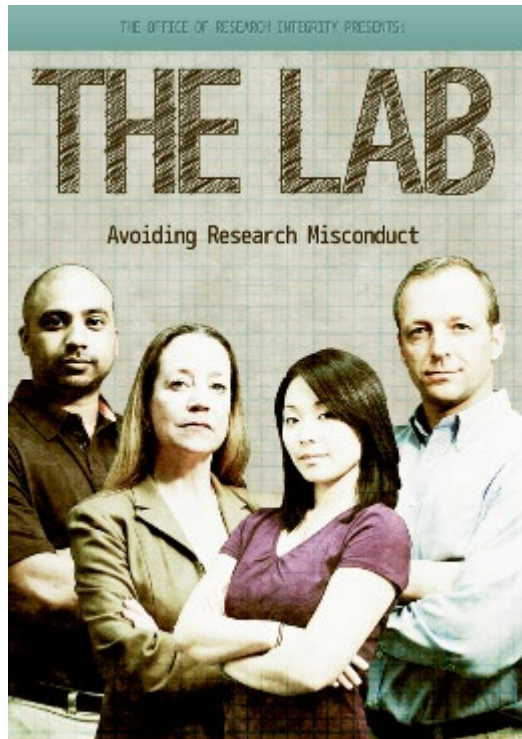


Case Method用教材 「The Lab」

科学技術振興機構(JST): 米国保健福祉省(HHS; Department of Health and Human Services)の研究公正局(Office of Research Integrity)が開発した研究倫理啓発教材DVD(The Lab)の全ストーリーの翻訳が完了。平成27年4月に日本語版公開。



「The Lab」の特色



1. インターアクティブである。(能動的学習・疑似体験が可能。)
2. 各ステークホルダー(研究公正責任者(RIO)、研究代表者、ポスドク、大学院生)の立場で、具体的な問題を検討できる。
3. 意思決定と行動の結果によって、異なった顛末となる。
4. 優れた意思決定がもたらす結果も描かれている。
5. 研究者として持つべき価値観や品性などを学ぶことができる。
6. 倫理的な意思決定の手法を学ぶことができる。
7. すでに、中国語、スペイン語に訳されており、国際比較や国際的な討議も可能である。

東京工業大学の使命

大学は、将来、工業技術者、工業経営者、理工学の研究者、教育者として指導的役割を果たすことができる有能善良な公民を育成する目標のもとに、これに必要な一般的教養と専門的知識とを学生に修得させるとともに、理学及び工学に関する理論と応用を研究し、その深奥を究めて科学と技術の水準を高め、もって**文化の進展に寄与し、人類の福祉に貢献すること**をその目的及び使命とする。

国立大学法人東京工業大学組織運営規則、第2条第2節

(研究者の基本的責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、**人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する**という責任を有する。

日本学術会議「科学者の行動規範」、第一条(科学者の基本的責任)も同様の文章



「東京工業大学における研究者等の行動規範」 (平成20年制定、平成25年改訂)

捏造とは？
改ざんとは？
盗用とは？

Examples of Misconduct in Research / 不正の事例

- In an academic thesis, a researcher publishes unreproducible data as if they have been reproduced with certainty.
- Prior to presenting a paper at a conference, a researcher fails to provide available raw data to suit the researcher's purposes.
- A researcher presents in a thesis or report another party's ideas and/or text collected from the Internet or a conference as if the content were the researcher's own.
- 両性がないデータも、あたかも両性から得られたデータとして論文に掲載した。
- 学会発表を前にして意図するデータを加工して発表した。
- インターネットや研究発表会などから得た他人のアイデアや文章を、自分のものとして論文レポートに利用した。

Code of Conduct for Researchers at the Tokyo Institute of Technology

東京工業大学における研究者等の行動規範



Established November 21, 2008 / Revised August 23, 2013

平成20年11月21日制定 / 平成25年8月23日改訂

Code of Conduct for Researchers at the Tokyo Institute of Technology

東京工業大学における研究者等の行動規範

1. Responsibilities of Researchers / 1. 研究者の責務

1. Basic Responsibilities of Researchers / 1. 研究者の基本的義務

Researchers shall recognize that they are responsible for assuring the quality of the specialized knowledge and skills that they themselves create, and for using their expert knowledge, skills and experience to contribute to the health and welfare of humankind, the safety and security of society and the sustainability of the global environment.

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2. Attitude of Researchers / 2. 研究者の姿勢

Researchers shall always make judgments and act with honesty and integrity, endeavoring to maintain and improve their own expertise, abilities and skills, and shall make the utmost effort to scientifically and objectively demonstrate the accuracy and validity of the knowledge they create through scientific research.

研究者は、常に正直、誠実に行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知識の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

3. Researchers in Society / 3. 社会の中の研究者

Researchers shall recognize that scientific activity is upheld by public trust and the mandate of the people, understand the relationships between science, technology, society, and the natural environment from a wide-ranging perspective, and act in an appropriate manner.

研究者は、科学の自覚性が社会からの信頼と期待の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から認識し、適切に行動する。

4. Research that Answers to Social Wishes / 4. 社会的期待に応える研究

Researchers shall recognize that they are responsible for answering to the wishes of society to investigate into truths and to achieve various issues. When using research funds that are to be provided for establishing the research environment and for conducting research, researchers shall always recognize that such broad social expectations exist.

研究者は、社会が抱く真理の探求や様々な課題の適切な解決に期待される責任を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の取扱いにあたっては、そうした広大な社会的な期待が存在することを自覚する。

5. Accountability and Disclosure / 5. 説明と公開

Researchers shall strive to disclose and actively explain the roles and significance of their own research, evaluate the possible effects of their research on people, society and the environment as well as the changes that their research might engender, neutrally and objectively disclose the results of this evaluation, and build a constructive dialogue with society.

研究者は、自らが担う研究の意義と役割を積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼす影響や起こし得る変化を理解し、客観的にその結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

6. Dual Use of Scientific Research Outcomes / 6. 科学研究の利用の両義性

Researchers shall recognize that there exist possibilities that their research results, contrary to their own intentions, may be used for destructive actions, and shall select appropriate means and methods as allowed by society in conducting research and publicizing the results.

研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあつたことを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. Research Integrity / II. 公正な研究

7. Research Activities / 7. 研究活動

Researchers shall act with integrity according to the spirit of this Code of Conduct in drafting plans, applying for, implementing, and reporting their own research. By reporting their research results through such means as papers, researchers shall take responsibility as well as obtaining recognition for their achievements in accordance with the role that they played. Researchers shall ensure that research and survey data are recorded, stored and rigorously handled, and not only refrain themselves from any misconduct such as fabrication, falsification or plagiarism, but also refrain from aiding or abetting such misconduct.

研究者は、自らの研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、本規範の趣意に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の顕彰を求めるとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や不正な取扱いを厳禁し、かつ盗用、改ざん、盗用などによる不正行為を為さず、また加担する。

8. Establishing Sound Research Environments and Thorough Educational Enlightenment

8. 研究環境の整備と教育研究の徹底

Researchers shall recognize that establishing and maintaining fair research environments where responsible research can be conducted is one of their important duties, and shall work continuously to improve the quality of research environments in the researchers' community and their own institutions, and toward educational enlightenment preventing misconduct. Moreover, they shall also seek the understanding and cooperation of the public in achieving these goals.

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の整備と自らからの重要な責務であること自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属機関の研究環境の質的向上、ならびに不正行為防止の教育研究に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が求められるよう努める。

9. Consideration for Research Subjects / 9. 研究対象などへの配慮

Researchers shall respect the dignity and rights of individuals who cooperate in their research, and shall safeguard and give proper consideration to their welfare. They shall also treat animals and other research subjects with all due care and respect.

研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、権利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれら扱う。

10. Relations with Others / 10. 他者との関係

Researchers shall constructively criticize the research results of other researchers' humbly listen to the criticism of others, and exchange opinions with an attitude of sincerity. Moreover, they shall properly give credit to other researchers' intellectual findings and achievements, as well as respecting the honor and intellectual property rights of others. They shall also participate actively in mutual assessment among researchers in the researchers' community, particularly of their field of expertise.

研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見交換する。他者の知的成果などの業績を公正に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

11. Dialogue with Society / 11. 社会との対話

Researchers shall participate actively in dialogue and exchange with citizens, for better mutual understanding between society and the researchers' community. As well, in order to resolve various issues and realize welfare in society, they shall also work to provide scientific advice effective for policy making to persons involved in the planning and determination of policies. On such occasions, researchers shall aim to give advice based on consensus among researchers, and, when differences of opinion exist, shall offer explanations that are easy to understand.

研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づき助言を目標とし、意見の相違が存在するときはこれを解消し易く説明する。

12. Scientific Advice / 12. 科学的助言

Researchers shall conduct research activities with the objective of contributing to public welfare, and offer fair advice based on objective and scientific evidence. At that time, they shall be aware of the impact of the impact and of their responsibility that their statements may make on public opinion building and policy making, and shall not abuse their authority. As well, researchers shall make maximum efforts to ensure quality in their scientific advice, and at the same time clearly explain the uncertainty associated with scientific knowledge as well as the diversity of opinions.

研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論や政策形成に与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限の努力を注ぎ、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

13. Scientific Advice to Policy Planners and Decision Makers / 13. 政策立案・決定者に対する科学的助言

When researchers offer scientific advice to persons who plan or decide on policy, they shall recognize that while scientific knowledge is something to be duly respected in the process of creating policy, it is not the only basis on which policy decisions are made. In the event that a policy decision is made that diverges from the advice of the researchers' community, researchers shall request, as necessary, accountability to society from the policy planner and/or decision maker.

研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の一の判断基準ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定がなされた場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要する。

IV. Legal Compliance / IV. 法令の遵守など

14. Compliance with Laws and Regulations / 14. 法令の遵守

Researchers shall observe all laws, regulations, and relevant rules in their activities, including the implementation of research and the use of research funds.

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

15. Rejection of Discrimination / 15. 差別の排除

In their research, education, and academic activities, researchers shall respond to others fairly on a scientific basis, respect individual freedom and character, and not discriminate against individuals based on race, gender, status, ideology and beliefs, or religion.

研究者は、研究・教育・学術活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人権を尊重する。

16. Avoiding Conflicts of Interest / 16. 利益衝突の回避

Researchers shall recognize that scientific advice and other scientific activities, researchers shall pay sufficient heed to the presence of conflicts of interest between individuals and organizations, or between different organizations, and shall properly address problems paying all due attention to the public interest.

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

17. Responsibilities of Individuals Who Support Research / 17. 研究を支援する者の責任

Administrative staff and other individuals who support researchers for their research activities shall strive toward both enhancement of the research support environment and development of research activities in line with the purpose of this code of conduct. In particular, supporters of research shall not only refrain from misconduct or complicity in misconduct in the management of research funds but shall also make efforts to prevent misconduct and to manage research appropriately.

事務職員等、研究費の管理などを行う者は、本規範の趣意に沿った研究活動の展開と研究支援環境整備の高度化との両面的な推進に邁進する。特に研究費の管理においては不正行為を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の防止と適正な管理に努める。

This conforms with the statement made by the Science Council of Japan, "Code of Conduct for Scientists" (dated January 25, 2013).
日本学術会議「科学者の行動規範について」(平成25年1月25日に導出されています。)

Information relating to misconduct in research activity to the Counseling Service office. Details are on the back of this pamphlet.
不正行為に関する通報は下記の窓口で受け付けます。
General Reporting and Counseling Service
Extension: 7697 / 内線: 7697
Email: sodanmadoguchi@im.titech.ac.jp

1. Any person who contacts the Counseling Service must disclose his or her name. A person will not be subject to deactivating treatment.
2. If, upon investigation, a report of misconduct is deemed to have been made with malice (Research Misconduct may take necessary action against the informant, including the filing of a criminal complaint).
3. Information provided by anonymous sources will be accepted as well.
4. 匿名によること、通報者は、不利益な取扱いを受けることはありません。
5. 調査の結果、悪意による通報と判明した場合氏名の公表、警告処分、人事考査等の必要な対応による情報提供も受け付けます。

Please contact the Research Planning Division if you have any inquiries in relation to this pamphlet or the content of the inquiry if you wish to research funding.
このパンフレットの内容についてのお問い合わせは研究推進課まで。
Extension: 7643 / 内線: 7643 Email: kenkik@resplan.titech.ac.jp